

乙第 2 号証

金銭借用証書 (月賦返済)



一、金 壱千参百萬円也

借主 青山 沙 樹は 貸主 加藤 雅 史より金銭消費貸借のため上の金額を受取り、借用致しました。

第一条 借主は上元金を 2004 年 4 月 10 日から 2042 年 5 月 10 日までの利息は元金に対して年 2%とし、毎月 10 日限り元金と利息を含め 金 50,000 円宛 (ただし最終回のみ 金 29,800 円) 計 458 回の月賦で返還致します。

第二条 期限後または期限の利益を失ったときは、借主は日歩 0.05%の遅延損害金を支払い致します。

第三条 借主は借主が次の場合に該当するとき貸主より通知催告なくして当然期限の利益を失い、即時一切の残存債務全額を弁済することを確約致します。

- 一、 月賦金または利息を期限に支払わないとき。
- 二、 他の債務につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 三、 他の債務につき競売、破産、和議または会社更生の申立があったとき。
- 四、 借主振出の手形小切手が不渡り処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 五、 住所変更の届出を怠るなど債務者が責任を負わなければならない事由によって、貸主に借主の住所が不明となったとき
- 六、 その他この契約に違反する行為があったとき

第四条 借主は本消費貸借による支払を下記貸主の銀行口座に振込を行います。

銀行名	東京三菱銀行	支店名	新横浜支店
口座種別	普通	口座番号	0157294
口座名義	加藤 雅史		

第五条 借主は本消費貸借に関する訴につき、貸主の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに合意します。

上の条項を承認し、確実に遵守することを誓約し、本証書を差入れます。

2004 年 3 月 8 日

借主
貸主 加藤 雅 史 殿

住所氏名

藤沢市村岡東 1-1-8-402
青山 沙 樹



乙第 3 号証



金銭借用証書 (月賦返済)

一、金 壱千参百萬円也

借主 青山 沙 樹は 貸主 加 藤 雅 史より金銭消費貸借のため上の金額を受取り、借用致しました。

第一条 借主は上元金を 2005 年 6 月 10 日から 2038 年 8 月 10 日までの利息は元金に対して年 2%とし、毎月 10 日限り元金と利息を含め 金 50,000 円宛 (ただし最終回のみ 金 20,000 円) 計 399 回の月賦で返還致します。

第二条 期限後または期限の利益を失ったときは、借主は日歩 0.05%の遅延損害金を支払い致します。

第三条 借主は借主が次の場合に該当するとき貸主より通知催告なくして当然期限の利益を失い、即時一切の残存債務全額を弁済することを確約致します。

- 一、 月賦金または利息を期限に支払わないとき。
- 二、 他の債務につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 三、 他の債務につき競売、破産、和議または会社更生の申立があったとき。
- 四、 借主振出の手形小切手が不渡り処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 五、 住所変更の届出を怠るなど債務者が責任を負わなければならない事由によって、貸主に借主の住所が不明となったとき
- 六、 その他この契約に違反する行為があったとき

第四条 借主は本消費貸借による支払を下記貸主の銀行口座に振込を行います。

銀行名 東京三菱銀行	支店名 新横浜支店
口座種別 普通	口座番号 0157294
口座名義 加藤 雅史	

第五条 借主は本消費貸借に関する訴につき、貸主の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに合意します。

上の条項を承認し、確実に遵守することを誓約し、本証書を差入れます。

2005 年 4 月 25 日

借 主

住 所
氏 名

藤沢市村岡東1-18-402
青山 沙 樹



貸 主 加 藤 雅 史 殿